

# 成年後見制度について

令和7年4月24日（木）

延岡・西臼杵権利擁護センター

所長 河野 岳洋

延岡市健康長寿課地域福祉係

保健師 原岡 小百合

# 本日の流れ

1. 延岡市の成年後見制度の取り組みについて
2. 「成年後見制度利用促進基本計画」について
3. アンケート調査についてのお願い
4. 成年後見制度の利用状況について
5. 延岡・西臼杵権利擁護センターからのお願い

# 1. 延岡市の成年後見制度の取り組みについて

令和元年10月1日

延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の1市3町共同で「延岡・西臼杵権利擁護センター」 (=中核機関)を設置。

- ①相談対応・申立支援
- ②地域連携ネットワーク運営
- ③普及啓発・研修
- ④後見人サポート



## 2. 「成年後見制度利用促進基本計画」 について



### 第1期

延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画  
(令和4年3月1日～令和10年3月31日)



延岡市



高千穂町



日之影町



五ヶ瀬町



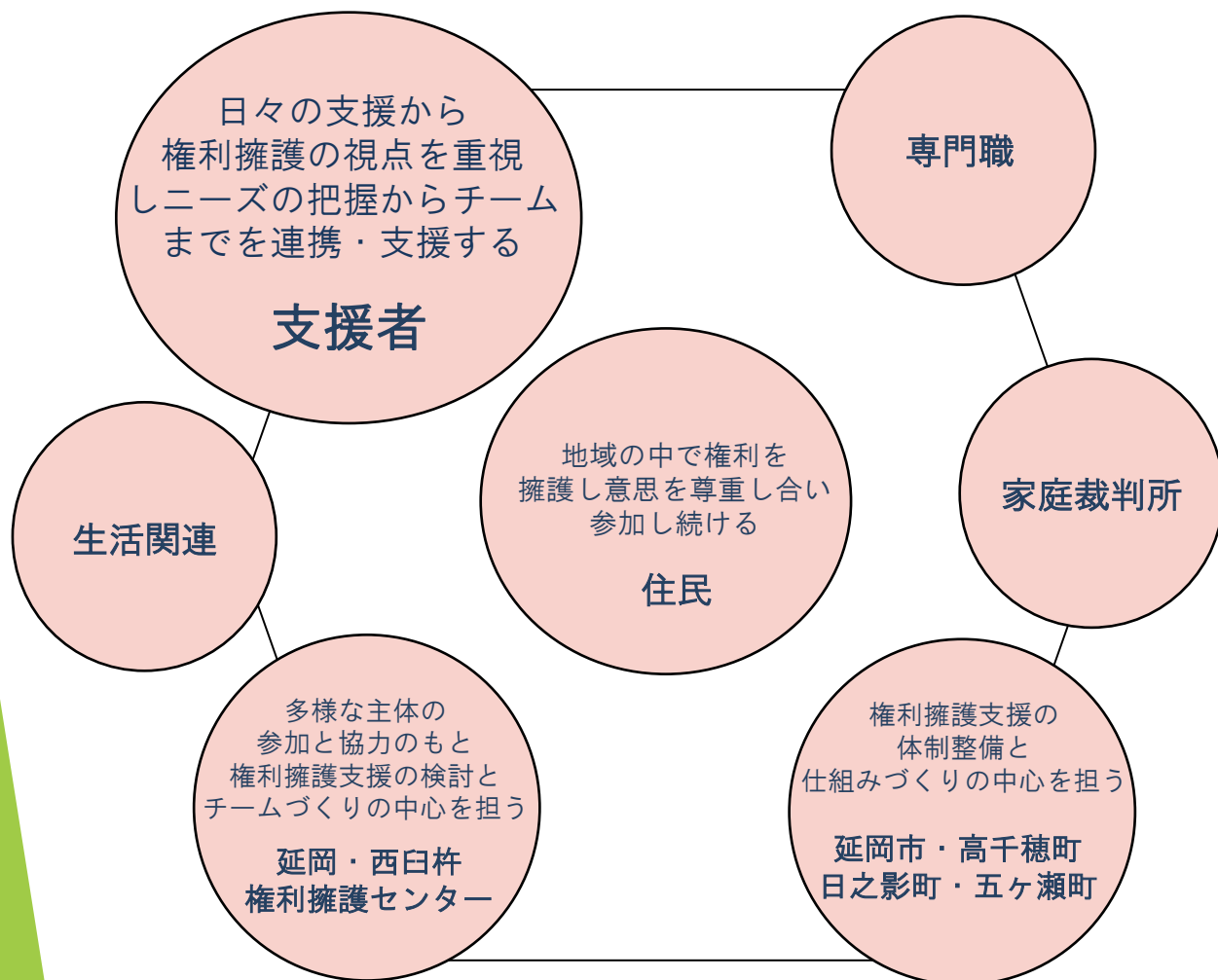
—私たちは、この計画の推進によりSDGsの  
前進にも寄与します—

### 【目指す「まち」の姿】

住み慣れた地域で

自分らしく 共に生きるまち  
～ひとりひとりの権利を守り、  
つながり支え合う地域共生社会の実現～

## 2. 「成年後見制度利用促進基本計画」 について



- 共通して目指す「まち」の姿の実現に向けて、私たちは日々の支援や診察等の業務や活動等において、利用者や患者の意思の尊重と権利擁護支援の視点を重視しています。
- 成年後見制度の利用が必要な方に対しては、そのニーズにいち早く気づき、センターに相談し、連携しています。
- 制度の利用開始後も、時にはチームの一員として、時にはチームで行う支援の中心者として多職種連携を実践し、本人が社会の一員であり続けることができるように、後見人等と協力しながら、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。

## 2. 「成年後見制度利用促進基本計画」 について

### (1) 成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に関する 理解・普及啓発の推進

#### 具体的取組

地域住民、生活関連事業所、支援者、専門職等、地域内のあらゆる「人」、「場所」に向けたセミナーや研修会を開催します。

#### 主体的 カテゴリー

行政

センター

家裁

支援者

私たちは、権利擁護支援への理解と知識の研鑽を  
忘れず、常に権利擁護支援の視点を持ち、適切な  
制度利用につながるように、主体的カテゴリーと  
協働し支援を行ないます。

## 2. 「成年後見制度利用促進基本計画」 について

### (2) 生活関連事業所、支援者から相談機関につながる体制の整備

#### 具体的取組

成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の目安となる「判断ツール」について、適切な制度利用、適切な相談先につながる体制を整備します。

#### 主体的 カテゴリー

行政

センター

支援者

私たちは、作成された「判断ツール」を用いて、お困りのお客様や利用者様に対し適切な制度や相談先の紹介ができるよう、日々の業務の中で権利擁護支援の視点を重視しながら積極的に活用します。

## 2. 「成年後見制度利用促進基本計画」 について

### (2) 生活関連事業所、支援者から相談機関につながる体制の整備

**成年後見制度(法定)申立マニュアル  
(延岡版)**

延岡・西臼杵権利擁護センターでは、申立支援事業として、  
「申立てマニュアル」を作成しました。  
一次相談窓口等の方が**成年後見制度(法定)**の必要性の判断～  
申立て前までに必要な相談対応を行う際に活用して頂けたらと思  
います。

一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会  
**延岡・西臼杵権利擁護センター**  
〒882-0055 延岡市山下町1丁目7番地9  
(北老人福祉センター内)

TEL: (0982) 20-4515  
FAX: (0982) 20-4517  
E-mail: kenriyogo@emuemukai.jp  
HP アドレス: <https://www.emuemukai.jp>

 じんくん

平一タでの書類取得を希望される方はこちらから ⇒  
※延岡市高齢者福祉協会のホームページから検索下さい



中核機関が作成しております  
**判断ツール**になります。

## 2. 「成年後見制度利用促進基本計画」 について

### (3) 多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり

#### 具体的取組

市民後見人養成の基盤整備と法人後見実施機関の拡充のための活動を展開します。

#### 主体的 カテゴリー

行政

センター

家裁

#### 支援者

私たちの中には、すでに市民後見人養成講座を受講している者もいます。医療や福祉、介護等の専門家としての知識を活かし、市民後見人養成講座への参加も積極的に行い、権利擁護支援に対する知識の研鑽と、法人後見実施に向けた取り組みにも協力していきます。

### 3. アンケート調査についてのお願い



#### アンケート調査の実施

- ・ 一般市民
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 成年後見制度利用者本人
- ・ 専門職後見人
- ・ 親族後見人
- ・ 事業所職員
- ・ **病院職員及び施設職員**
- ・ 障害者本人又は親族

### 3. アンケート調査についてのお願い

#### 成年後見制度に関するアンケート

アンケートにご協力をお願いします。該当の口に✓を入れてください。

期限：令和7年5月30日（金）

お問い合わせ先：延岡市健康長寿課

原岡・金井（TEL：0982-20-7203）

アンケートはこちらのQRコードをスマートフォンで読み込むことで回答することもできます。



○回答された方の所属先をお教えてください

- |                                        |                                        |                                  |
|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 病院            | <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム     | <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム |
| <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設      | <input type="checkbox"/> グループホーム（高齢者）  | <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム |
| <input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅 | <input type="checkbox"/> ケアハウス         |                                  |
| <input type="checkbox"/> 障がい者支援施設      | <input type="checkbox"/> グループホーム（障がい者） |                                  |

問1. 成年後見制度について説明ができますか？

- ☐ 説明できる  
☐ 説明できない  
☐ 制度の内容をそもそも知らない

#### アンケート調査の実施

- ・ 病院職員及び施設職員  
成年後見制度に対する理解・対応
- ・ 4月末に対象医療機関へ送付
- ・ 回答期限:5月30日(金)

### 3. アンケート調査についてのお願い

#### 対象医療機関

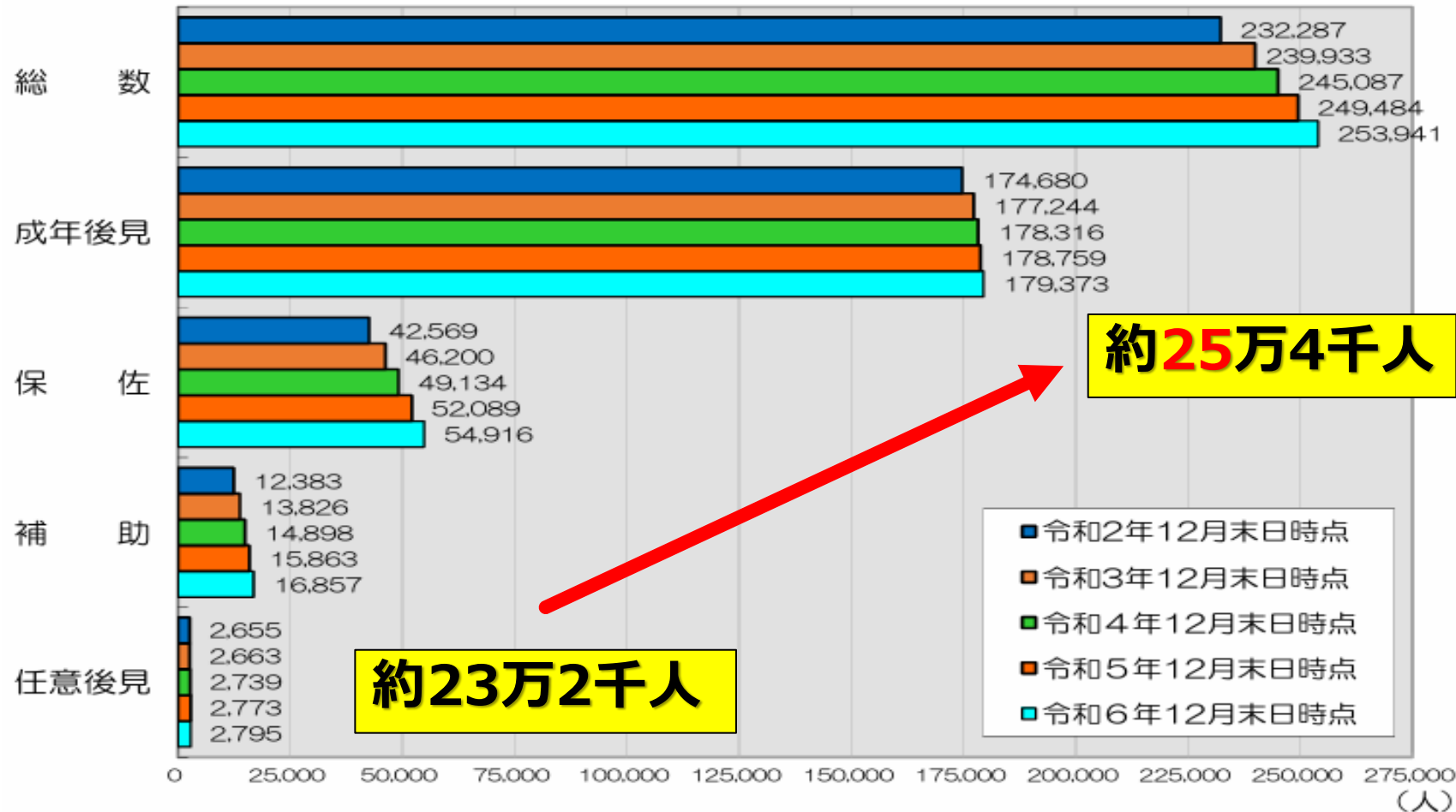
- ・ 宮崎県立延岡病院
- ・ 延岡市医師会病院
- ・ 黒木病院
- ・ 早田病院
- ・ 谷村病院
- ・ 延岡共立病院
- ・ あたご整形外科
- ・ 延岡保養園
- ・ 吉田病院
- ・ 岡村病院
- ・ 延岡リハビリテーション病院
- ・ 黒瀬病院
- ・ 杉本病院
- ・ 田原病院
- ・ 長沼医院
- ・ 延岡クリニック
- ・ 野村病院
- ・ 大崎整形外科
- ・ 平田東九州両院
- ・ おがわクリニック
- ・ 西階クリニック

## 4 .成年後見制度の利用状況について

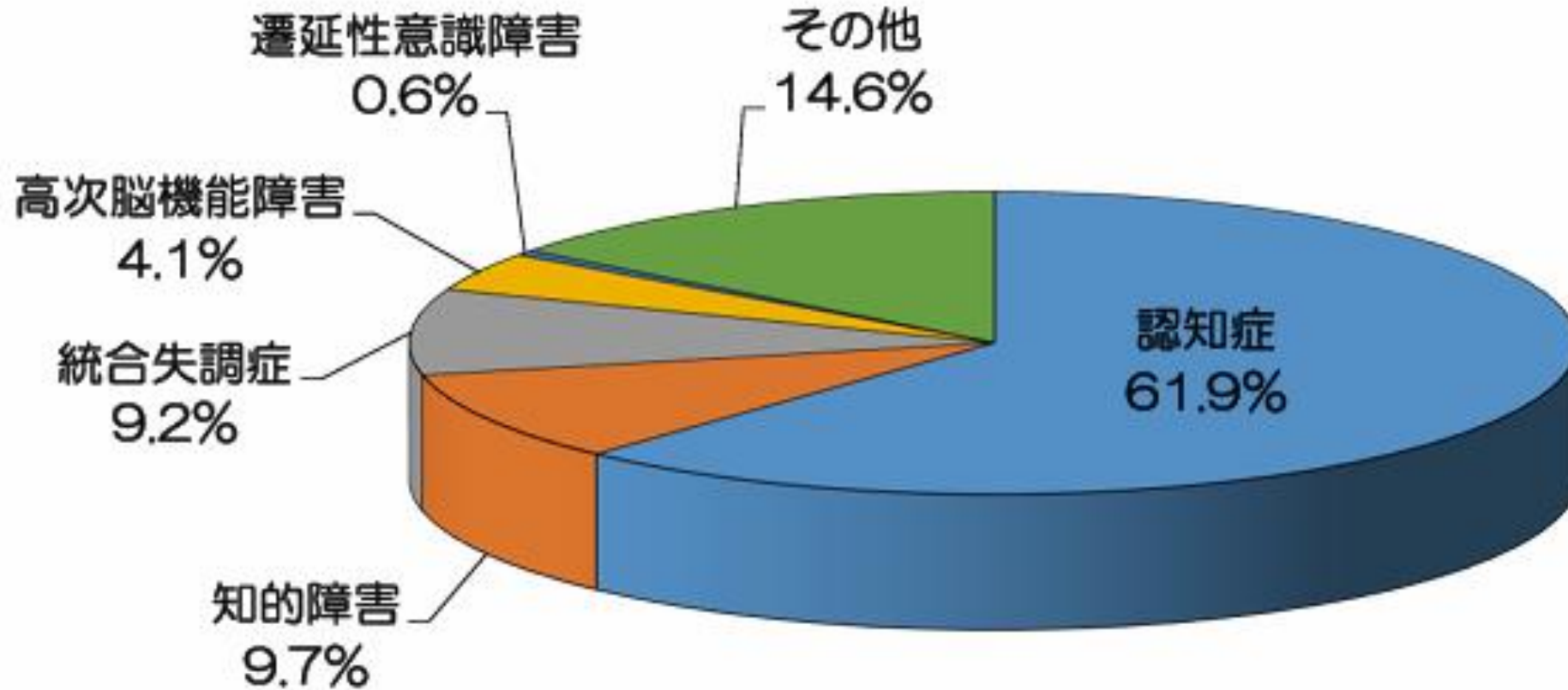


# 成年後見制度利用者数の推移(令和2年～令和6年)

## 申立ての件数



## 成年後見制度の開始原因

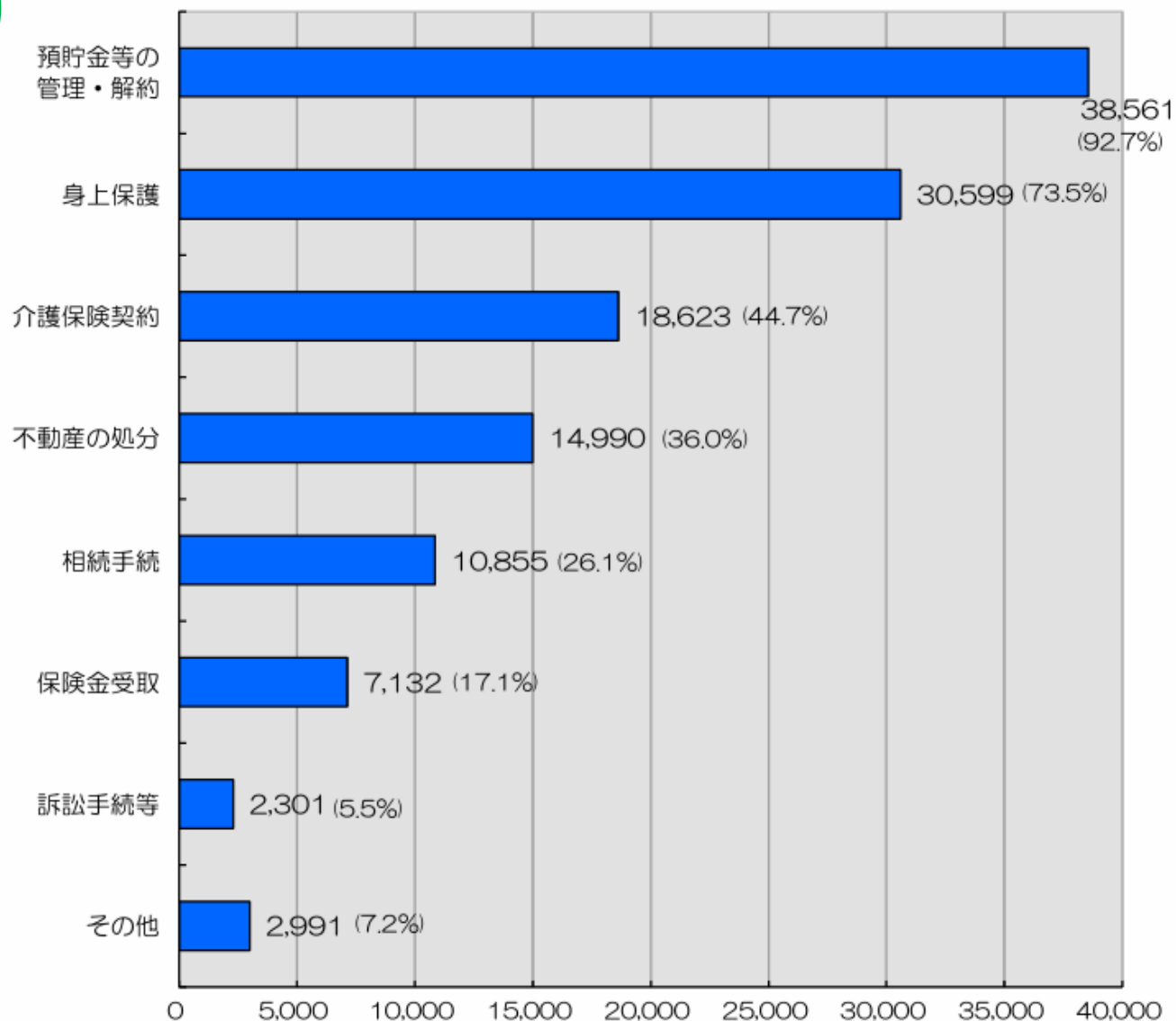


## 成年後見制度を利用したきっかけ



### 【主な申立の動機】

**預貯金等の管理・解約が最も多く**、次いで、身上保護となっている。



※割合は、終局ケース総数を母数としたものである。  
最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 ―令和6年1月～12月―より

## 宮崎県内の現状「成年後見制度の利用者数」令和6年8月1日時点

|            | 後見         | 保佐         | 補助        | 任意後見     | 合計         |
|------------|------------|------------|-----------|----------|------------|
| 宮崎市        | 595        | 265        | 64        | 16       | 940        |
| <b>延岡市</b> | <b>247</b> | <b>107</b> | <b>38</b> | <b>2</b> | <b>394</b> |
| 都城市        | 221        | 48         | 15        | 2        | 286        |
| 日南市        | 166        | 34         | 11        | 1        | 212        |
| 日向市        | 135        | 29         | 8         | 2        | 174        |

## 延岡・西臼杵権利擁護センターが関わった成年後見制度利用者について

| 項目            | 令和5年度 | 令和6年度 | 総計  |
|---------------|-------|-------|-----|
| ①受任候補者調整会議件数  | 58    | 51    | 109 |
| 補助            | 5     | 0     | 5   |
| 保佐            | 25    | 22    | 47  |
| 後見            | 28    | 29    | 57  |
| ②うち医療機関入院中の件数 | 10    | 10    | 20  |
| 補助            | 0     | 0     | 0   |
| 保佐            | 5     | 2     | 7   |
| 後見            | 5     | 8     | 13  |

### 上記②の詳細について

- 疾患（認知症 9件、知的障がい 1件、精神障がい 10件）
- 申立て理由（預貯金の管理・解約 20件、身上保護（福祉サービスの契約等） 19件  
相続手続き 4件、不動産の管理・処分 1件）
- 親族等の状況（身寄りがない 3件、家族や親族等へ連絡がつかない状況にある 6件  
家族や親族等の支援が期待できない 10件、その他 1件）

## 5.延岡・西臼杵権利擁護センター からのお願い

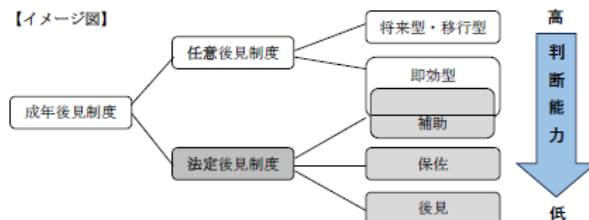
# アンケート調査のお願い

## 病院・施設等における身元保証・成年後見制度に関するアンケート

アンケート記入前にご確認ください（参考）

1. 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が低下した方について、本人の権利を守り援助者を選ぶことで、本人を法律面・生活面で支援する制度です。

【イメージ図】



2. 「身元保証人」とは、「保証人、連帯保証人、身元引受人その他類似の名称を含みます」名称のいかんを問わず、病院・施設で慣習的に用いられている「身元保証人」を指します。
3. 「身元保証人がいない人」とは、家族や親族の有無を問わず、様々な事情により、入院・入所の際に身元保証人が立てられない人（支援が期待できない人）を指します。

| 病院・施設等名 |                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | <input type="checkbox"/> 延岡市 <input type="checkbox"/> 高千穂町 <input type="checkbox"/> 日之影町 <input type="checkbox"/> 五ヶ瀬町 |

※入院・施設入所（入居）時に、契約書や重要事項等の説明を行うご担当者へ、ご回答をいただきますようお願い申し上げます。

※以下の質問について、該当するものにチェックをつけ、空欄にご意見を記入してください。

### I. 貴施設（病院）の現状などお聞きします

問1. 貴施設（病院）の入所（入居）・入院定員は何名ですか。（ ）名

問2. 貴施設（病院）で、現在、成年後見制度（後見・保佐・補助・任意後見）を利用（申立ても含む）されている方はいますか。

☐いる（ ）名 ☐いない ☐分からない

### II. 貴施設（病院）への入所（入居）・入院手続き等についてお聞きします

問1. 貴施設（病院）では、入所（入居）・入院にあたり、身元保証人を求めますか。

☐求める（問2へ） ☐求めない（問7へ）

問2. 貴施設（病院）では、どのような人が身元保証人になることができますか。（複数選択可）

☐親族 ☐知人・友人 ☐後見人等 ☐有料の身元保証会社等 ☐その他（ ）

## 身元保証・成年後見制度に関するアンケート調査の実施

- 対象：入院・入所ができる病院及び福祉施設
- 目的：「身元保証人」がない場合の対応方法について現状把握及び今後の支援策の参考
- 実施日：6月末に対象施設及び**医療機関（延岡市＋産婦人科）**へ送付
- 回答期限：7月31日（木）
- その他：QRコードからのアクセス可

## 診断書(成年後見用)のお願い

成年後見制度を利用する場合、本人情報シートや**医師の診断書**が必要になります。診断書は、本人の本人の精神の状況に通じている医師（主治医又は精神科の医師等）にお願いしておりますので、ご協力ください。

また、法定後見制度の対象者については、**家庭裁判所が**、本人情報シートや医師の診断書で判断します。

※家庭裁判所が必要と認めた場合には、医師による**鑑定**を行う場合もあります。

# 本人情報シート・診断書の活用について(参考)

## 本人情報シートって何？

ご本人の**日常生活及び社会生活に関する**客観的な情報を、**医師等に提供**するために、福祉関係者がご本人の生活状況等の情報を記載するシートです。

### ①本人情報シートを作成

【福祉関係者等が作成】



福祉関係者等



### ②診断書作成医に提出

【診断の参考資料として活用】



医師



### ③申立書類として裁判所に提出

【審判の資料とする】



家庭裁判所

# 診断書(成年後見用)のお願い

## 【表面】

### 2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴、現症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

#### 各種検査

|             |                          |      |   |   |      |                          |                          |     |
|-------------|--------------------------|------|---|---|------|--------------------------|--------------------------|-----|
| 長谷川式認知症スケール | <input type="checkbox"/> | 点 (  | 年 | 月 | 日実施) | <input type="checkbox"/> | 実施不可                     |     |
| MMSE        | <input type="checkbox"/> | 点 (  | 年 | 月 | 日実施) | <input type="checkbox"/> | 実施不可                     |     |
| 脳画像検査       | <input type="checkbox"/> | 検査名: | ( | 年 | 月    | 日実施)                     | <input type="checkbox"/> | 未実施 |

脳の萎縮または損傷等の有無

## 【裏面】

### 判定の根拠

#### (1) 見当識の障害の有無

☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☐ いつも障害がみられる

#### (2) 他人との意思疎通の障害の有無

☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☐ できない

#### (3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物

☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☐ できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払

☐ 問題なくできる ☐ だいたいできる ☐ あまりできない ☐ できない

#### (4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶 (財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など) について

☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☐ いつも障害がみられる

・過去の記憶 (親族の名前や、自分の生年月日など) について

☐ 障害なし ☐ ときどき障害がみられる ☐ 頻繁に障害がみられる ☐ いつも障害がみられる

### 3 判断能力についての意見

- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。⇒ **自立**
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。⇒ **補助**
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。⇒ **保佐**
- ☐ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。⇒ **後見**

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。

別紙1参照

## 最後に（成年後見制度の見直しに向けた検討について）

適切な時機に必要な  
範囲・期間で利用す  
る制度の導入

**必要性最小限の範囲・期間に限って**制度を利用させ、必要性がなくなれば利用を終了させる。【**有期（更新）の制度**】

取消権のあり方

**現行の取消権を縮小・撤廃**する代わりに、消費者法などを改正して本人保護をはかるなど。

制度の利用に  
かかる本人の同意

**本人保護の必要性が非常に大きい場合に限って**、同意なしで利用を認める意見が多数。

成年後見人等の交  
代のあり方

**必要に応じて家庭裁判所の判断で交代**させやすくすることが検討。

任意後見制度の  
見直し

任意後見**監督人選任の申立てを義務付ける**仕組みや、**監督人のあり方**について多く。

※**類型の見直し、後見人等の報酬の在り方も検討！！**